

令和7年5月29日提出

令和7年6月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和 7 年 6 月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 3 0 号	木更津市税条例の新旧対照表	1
議 案 第 3 1 号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	4
議 案 第 3 3 号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項	6
議 案 第 3 4 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	8
議 案 第 3 5 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1 0
議 案 第 3 6 号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1 2
議 案 第 3 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	1 3
議 案 第 3 9 号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表	1 4
議 案 第 4 0 号	木更津市税条例の新旧対照表	2 0
議 案 第 4 1 号	木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	2 5
議 案 第 4 2 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	2 6
議 案 第 4 4 号	波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）の変更内容及び変更理由	3 9
議 案 第 4 5 号	消防署富来田分署建設工事（建築）の変更内容及び変更理由	4 0
議 案 第 4 6 号	認定する市道路線の位置図	4 1

新旧対照表

○議案第30号 木更津市税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、<u>原動機の総排気量及び最高出力</u>) (6)～(8) 略	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4～6 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3～5 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略 2～22 略 23 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～12 略 13 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14・15 略 (読替規定) 第22条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	第8条の2 略 2～22 略 23 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～12 略 13・14 略 (読替規定) 第22条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
--	---

新旧対照表

○議案第31号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者

1 人につき<u>30万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2・3 略	1 人につき<u>29万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 2・3 略
---	---

議案第 33 号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 齊 藤 英 一

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 4	0	0	
5	2	2	
6	1	1	

議案第34号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 藤 森 けい子

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 2	0	0	人権相談 0 日・0 件
3	5	5	人権相談 1 日・2 件
4	9	9	人権相談 2 日・4 件
5	7	7	人権相談 2 日・2 件
6	7	7	人権相談 3 日・6 件

議案第 35 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 佐久間 克 美

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 2	3	3	人権相談 1 日・ 1 件
3	8	8	人権相談 1 日・ 1 件
4	1 1	1 1	人権相談 1 日・ 4 件
5	8	8	人権相談 2 日・ 4 件
6	1 4	1 4	人権相談 5 日・ 5 件

議案第 36 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 西 村 雅 孝

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

新旧対照表

○議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号			特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号		
別表第3（第2条第1項・第4条第3項） (単位：円)			別表第3（第2条第1項・第4条第3項） (単位：円)		
職名	種別	報酬額	職名	種別	報酬額
略			略		
投票管理者	日	14,500	投票管理者	日	12,800
期日前投票所投票管理者	日	12,800	期日前投票所投票管理者	日	11,300
開票管理者	日	12,200	開票管理者	日	11,000
選挙長	日	12,200	選挙長	日	11,000
投票立会人	日	12,400	投票立会人	日	11,300
期日前投票所投票立会人	日	10,900	期日前投票所投票立会人	日	9,600
不在者投票外部立会人	日	12,400	不在者投票外部立会人	日	10,900
	時間	1,458 (ただし、一の日の報酬額は12,400円を 限度とする。)		時間	1,282 (ただし、一の日の報酬額は10,900円を 限度とする。)
開票立会人	日	10,100	開票立会人	日	10,000
選挙立会人	日	10,100	選挙立会人	日	10,000
略			略		

新旧対照表

○議案第39号 木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 （目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定により、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （部分休業を請求することができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 （目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定により、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （部分休業を請求することができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （<u>部分休業の承認</u>） 第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務し

勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

ない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

新旧対照表

○議案第39号 木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、一の年度を通じて、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第16条 略 （<u>妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等</u>） 第16条の2 任命権者は、木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）<u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> （2）<u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> （3）<u>木更津市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起</u>	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、一の年度を通じて、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第16条 略

因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求、申告又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)	職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
(2)	介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
(3)	その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

新旧対照表

○議案第40号 木更津市税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を木更津市公告式条例（昭和25年木更津市条例第38号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u></u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 (公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、木更津市公告式条例（昭和25年木更津市条例第38号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは支出金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金、金銭若しくは支出金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同

条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)についてはこの限りでない。

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者 (所得割の納税義務者 (合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (退職手当等 (第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者 (以下この条において「公的年金等

条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)についてはこの限りでない。

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者 (所得割の納税義務者 (合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (退職手当等 (第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に

受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第3条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 略

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

新旧対照表

○議案第41号 木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例			木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例		
平成14年12月20日 条例第32号			平成14年12月20日 条例第32号		
別表第1（第2条） 自転車駐車場の名称、位置及び利用形態			別表第1（第2条） 自転車駐車場の名称、位置及び利用形態		
名称	位置	利用形態	名称	位置	利用形態
木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5	有料	木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5	有料
木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7	有料	木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7	有料
			木更津駅西口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目392番8	有料
木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6	有料	木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6	有料
木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8	有料	木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8	有料
木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5	有料	木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5	有料
木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2	有料	木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2	有料
木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4	有料	木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4	有料
岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8	有料	岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8	有料
岩根駅東口第1自転車駐車場	木更津市高砂三丁目4667番2	無料	岩根駅東口第1自転車駐車場	木更津市高砂三丁目4667番2	無料
略			略		

新旧対照表

○議案第42号 木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧				
<u>木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例</u> 平成30年3月14日 条例第2号 (設置) 第1条 市は、市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、<u>木更津市地域交流センター</u>（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (業務) 第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) 略 (5) <u>協働のまちづくりに関すること。</u> (6) <u>学校、図書館等の教育、文化に関する諸施設との連携に関すること。</u> (7)・(8) 略 (休館日) 第4条 交流センターの休館日は、次に定めるとおりとする。<u>ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> (1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「休日」という。)(木更津市金田地域交流センター(同号、第20条第1項、第21条及び第22条第1項において「金田交流センター」という。)を除く。)</u> (2) <u>月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)(金田交流センターに限る。)</u> (3) 略	<u>木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例</u> 平成30年3月14日 条例第2号 (設置) 第1条 市は、市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、<u>木更津市金田地域交流センター</u>（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>木更津市金田地域交流センター</u></td><td><u>木更津市金田東六丁目11番地1</u></td></tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)～(4) 略 (5)・(6) 略 (休館日) 第4条 交流センターの休館日は、次に定めるとおりとする。<u>ただし、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>は、必要と認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u> (1) <u>月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)</u> (2) 略	名称	位置	<u>木更津市金田地域交流センター</u>	<u>木更津市金田東六丁目11番地1</u>
名称	位置				
<u>木更津市金田地域交流センター</u>	<u>木更津市金田東六丁目11番地1</u>				

(開館時間) 第5条 交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>市長</u>は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。	(開館時間) 第5条 交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>指定管理者</u>は、必要と認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>、開館時間を変更することができる。 <u>(指定管理者による管理)</u> 第6条 <u>市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとする。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第7条 <u>指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>第3条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する業務</u> (2) <u>交流センターの利用及びその制限に関する業務</u> (3) <u>交流センターの管理運営に関する業務</u> (4) <u>施設等の維持管理に関する業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u>
(利用の許可) 第6条 施設等を利用しようとするものは、<u>あらかじめ市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、<u>市長</u>に申請をしなければならない。 3 <u>市長</u>は、前項の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。 (1)～(6) 略 4 <u>市長</u>は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。 (利用中止の届出) 第7条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに<u>市長</u>にその旨を届け出なければならない。 (利用許可の取消し等) 第8条 <u>市長</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。	(利用の許可) 第8条 施設等を利用しようとするものは、<u>あらかじめ指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、<u>指定管理者</u>に申請をしなければならない。 3 <u>指定管理者</u>は、前項の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。 (1)～(6) 略 4 <u>指定管理者</u>は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。 (利用中止の届出) 第9条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに<u>指定管理者</u>にその旨を届け出なければならない。 (利用許可の取消し等) 第10条 <u>指定管理者</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 略

(2) 第6条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(3)～(5) 略

2 前項第1号から第4号までの規定により利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第9条 施設等を利用しようとするものは、交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 第6条（第1項前段を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

(使用料)

第10条 利用者は、交流センターの利用に係る使用料を許可施設等を利用する前に市長に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 略

3 第1項の使用料の額は、別表第2及び別表第3に定める金額とする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料の減額又は免除（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）をすることができる。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(使用料の返還)

第12条 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 略

(2) 第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(3)～(5) 略

2 前項第1号から第4号までの規定により利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が受けた損害については、市又は指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第11条 施設等を利用しようとするものは、交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 第8条（第1項前段を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

(利用料金)

第12条 利用者は、交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 略

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(利用料金の返還)

第14条 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

2 <u>使用料</u>の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、<u>市長</u>に申請をしなければならない。 第13条・第14条 略 (入館の禁止等) 第15条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。 (1)～(3) 略 (立入り) 第16条 <u>市長</u>は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、<u>市長</u>が指定する職員に、利用中の施設に立ち入らせることができる。 (原状回復) 第17条 利用者は、その利用が終了したとき(第8条の規定により利用許可の取消しがあったときを含む。)は、直ちに許可施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、利用者が負担しなければならない。 (損害賠償) 第18条 略 (警察署長への意見聴取) 第19条 <u>市長</u>は、<u>第6条第3項又は第8条第1項</u>の規定により不許可又は利用許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、交流センターを利用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。 (指定管理者による管理) 第20条 <u>市長</u>は、<u>交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、金田交流センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に行わせるものとする。 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条及	2 <u>利用料金</u>の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、<u>指定管理者</u>に申請をしなければならない。<u>ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。</u> 第15条・第16条 略 (入館の禁止等) 第17条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。 (1)～(3) 略 (立入り) 第18条 <u>指定管理者</u>は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、<u>指定管理者</u>が指定する職員に、利用中の施設に立ち入らせることができる。 (原状回復) 第19条 利用者は、その利用が終了したとき(第10条の規定により利用許可の取消しがあったときを含む。)は、直ちに許可施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。 2 <u>指定管理者</u>は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、利用者が負担しなければならない。 (損害賠償) 第20条 略 (警察署長への意見聴取) 第21条 <u>市長</u>は、<u>第8条第3項又は第10条第1項</u>の規定により不許可又は利用許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、交流センターを利用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。
--	---

び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第9条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、第7号及び第8号に規定する業務
- (2) 金田交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 金田交流センターの管理運営に関する業務
- (4) 金田交流センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金)

第22条 利用者は、金田交流センターの利用に係る利用料金を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、別表第4及び別表第5に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第1項の利用料金の減額又は免除及び返還については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」と、「免除（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」とあるのは「免除」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条の見出し及び同条第1項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、指定管

理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 略

別表第1 (第2条)

名称	位置
木更津市中央地域交流センター	木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市富来田地域交流センター	木更津市真里谷110番地
木更津市岩根地域交流センター	木更津市高柳三丁目2番1号
木更津市鎌足地域交流センター	木更津市矢那899番地1
木更津市中郷地域交流センター	木更津市井尻789番地
木更津市富岡地域交流センター	木更津市下郡1770番地1
木更津市文京地域交流センター	木更津市文京二丁目6番54号
木更津市八幡台地域交流センター	木更津市八幡台四丁目2番1号
木更津市東清地域交流センター	木更津市笹子469番地1
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目1番29号
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号
木更津市畑沢地域交流センター	木更津市畑沢1053番地12
木更津市岩根西地域交流センター	木更津市江川934番地1
木更津市西清川地域交流センター	木更津市永井作二丁目11番12号

(委任)

第22条 略

別表第1 (第12条第3項)

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール	1時間当たり	1,500円
イベントスペース1	1時間当たり	500円
イベントスペース2	1時間当たり	500円
ワークショップ室1	1時間当たり	150円
ワークショップ室2	1時間当たり	150円
調理室	1時間当たり	400円
研修室1	1時間当たり	150円
研修室2	1時間当たり	150円
会議室1	1時間当たり	250円
会議室2	1時間当たり	250円
会議室3	1時間当たり	250円
和室1	1時間当たり	200円
和室2	1時間当たり	200円
コワーキングスペース (1人1席利用)	1時間当たり	50円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じて本表に規定する利用料金（以下「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当

ンター	
木更津市波岡地域交流セン	木更津市大久保五丁目7番1号
ター	
木更津市桜井地域交流セン	木更津市桜井新町四丁目2番地
ター	
木更津市金田地域交流セン	木更津市金田東六丁目11番地1
ター	

別表第2（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市中央地域交 流センター	第1会議室	1時間当たり	400円
	第2会議室	1時間当たり	400円
	第3会議室	1時間当たり	400円
	第4会議室	1時間当たり	150円
	第5会議室	1時間当たり	300円
	第6会議室	1時間当たり	150円
	第7会議室	1時間当たり	600円
	多目的ホール	1時間当たり	1,000円
木更津市富来田地域 交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	茶室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	会議室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	300円
	第2研修室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	体育室	1時間当たり	400円
	工芸実習室	1時間当たり	400円
木更津市岩根地域交 流センター	多目的ホール	1時間当たり	600円
	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円

該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利又は営業の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利又は営業の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第2（第12条第3項）

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール用グランドピアノ	1回当たり	3,000円

備考

1 利用料金には、調律を含まない。

2 調律は、利用者の負担とする。

	第3学習室	1時間当たり	150円
	第4学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	300円
木更津市鎌足地域交流センター	図書室	1時間当たり	150円
	学習室	1時間当たり	150円
	工作室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	300円
	研修室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市中郷地域交流センター	調理実習室	1時間当たり	150円
	児童図書室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	150円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	第3研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	視聴覚室	1時間当たり	150円
木更津市富岡地域交流センター	第1・第2集会室	1時間当たり	300円
	会議室	1時間当たり	150円
	研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市文京地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市八幡台地域交流センター	第1・第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円

	和室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市東清地域交流センター	第1研修室	1時間当たり	400円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
木更津市清見台地域交流センター	和室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	400円
	第2研修室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市畑沢地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市岩根西地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市西清川地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室・調理実習室	1時間当たり	300円
	第4学習室	1時間当たり	150円

	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	400円
	陶芸用電気窯	1回の利用につき	素焼き1,200円 本焼き2,400円
木更津市波岡地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円
木更津市桜井地域交流センター	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	保育室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	集会室	1時間当たり	500円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割
 - (2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利又は営業（以下「営利等」という。）の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	900円
	その他の場合	1時間当たり	3,100円

備考

1 住民等でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 利用者が、入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利等の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

別表第4（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール	1時間当たり	1,500円
	イベントスペース	1時間当たり	500円
	1		
	イベントスペース	1時間当たり	500円
	2		

ワークショップ室	1時間当たり	150円
1		
ワークショップ室	1時間当たり	150円
2		
調理室	1時間当たり	400円
研修室1	1時間当たり	150円
研修室2	1時間当たり	150円
会議室1	1時間当たり	250円
会議室2	1時間当たり	250円
会議室3	1時間当たり	250円
和室1	1時間当たり	200円
和室2	1時間当たり	200円
コワーキングスペース（1人1席利用）	1時間当たり	50円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円
ス		

備考

- 1 住民等でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じてこの表に規定する利用料金（以下この表において「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割
 - (2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割
 - (3) 5,000円を超える額 15割
- 4 営利等の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合
の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第5（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域 交流センター	多目的ホール 用グラウンドピ アノ	1回当たり	3,000円

備考

- 1 利用料金には、調律を含まない。
- 2 調律は、利用者の負担とする。

議案第 4 4 号 (変更内容及び変更理由)

○変更内容

波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）		
契約金額	変更前	5 3 1, 1 4 4, 9 0 0 円
	変更後	5 3 7, 9 1 5, 4 0 0 円
差 額		6, 7 7 0, 5 0 0 円

○変更理由

屋上防水の仕様変更等による請負代金額の変更があったため及び契約の相手方から、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について、建設工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項の規定に基づき、請求があったため。

議案第 4 5 号 (変更内容及び変更理由)

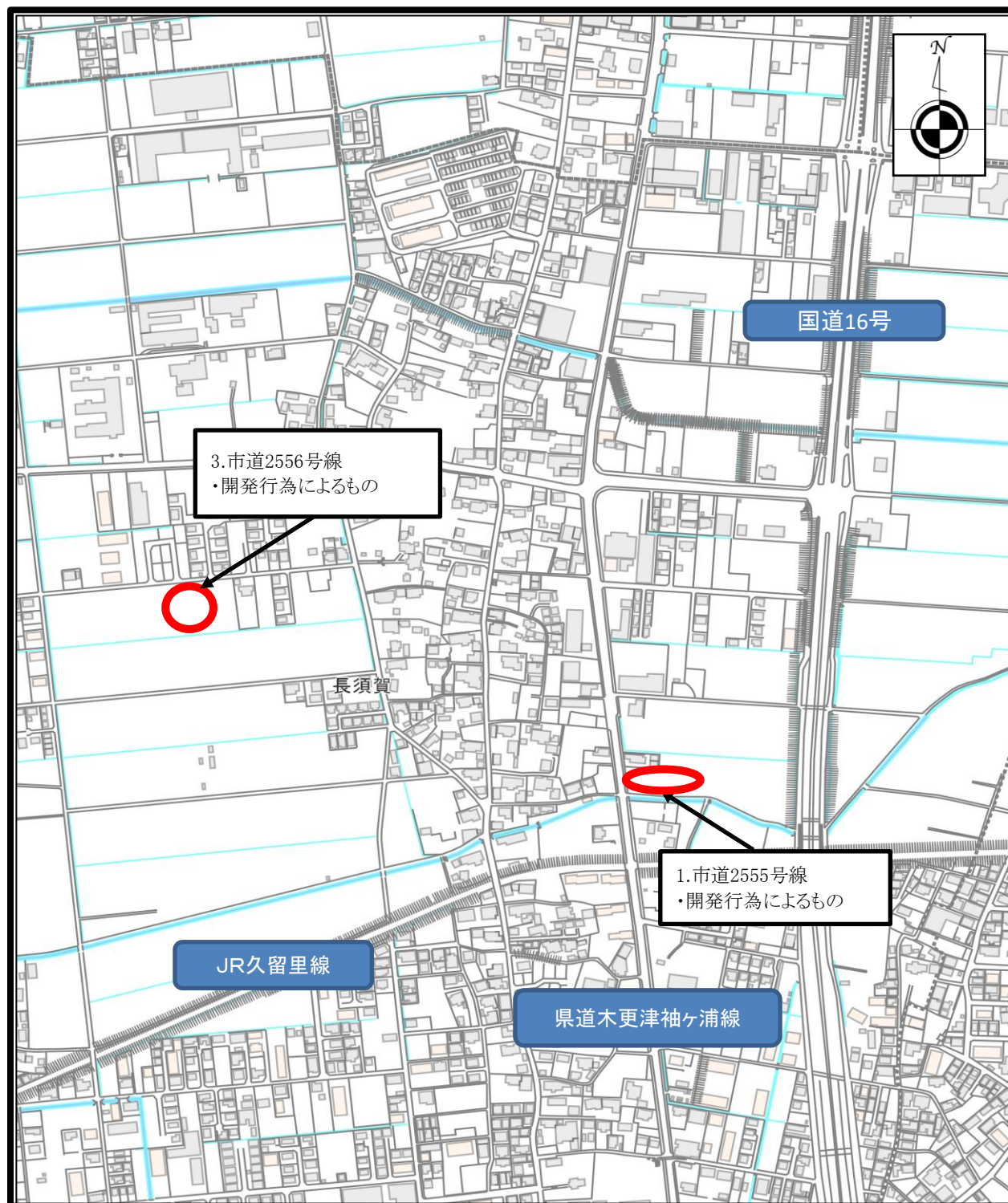
○変更内容

消防署富来田分署建設工事（建築）		
契約金額	変更前	4 6 8, 3 5 8, 0 0 0 円
	変更後	4 8 2, 6 9 4, 3 0 0 円
差 額		1 4, 3 3 6, 3 0 0 円

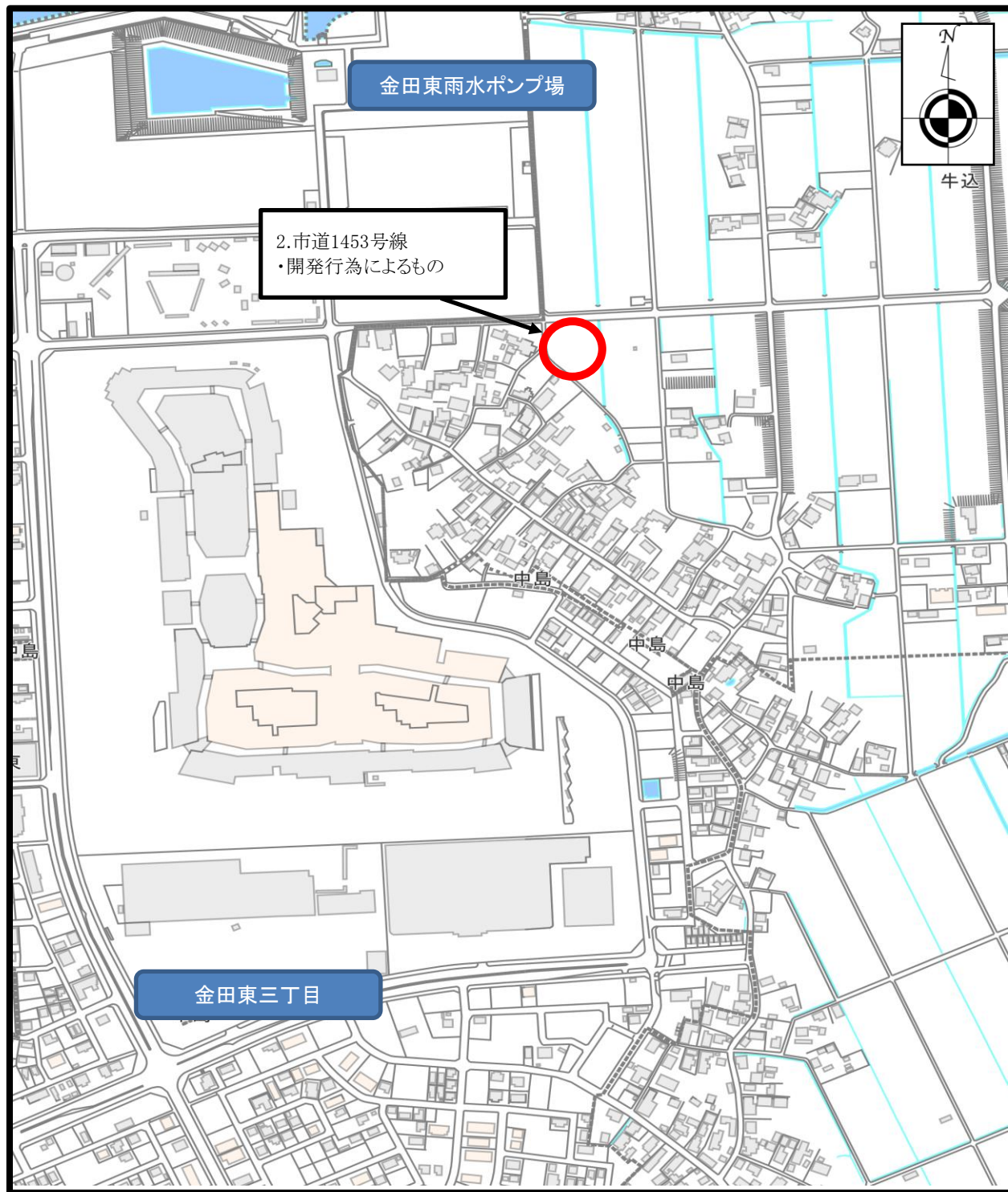
○変更理由

契約の相手方から、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について、建設工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項の規定に基づき、請求があったため。

認定する市道路線の位置図(1)



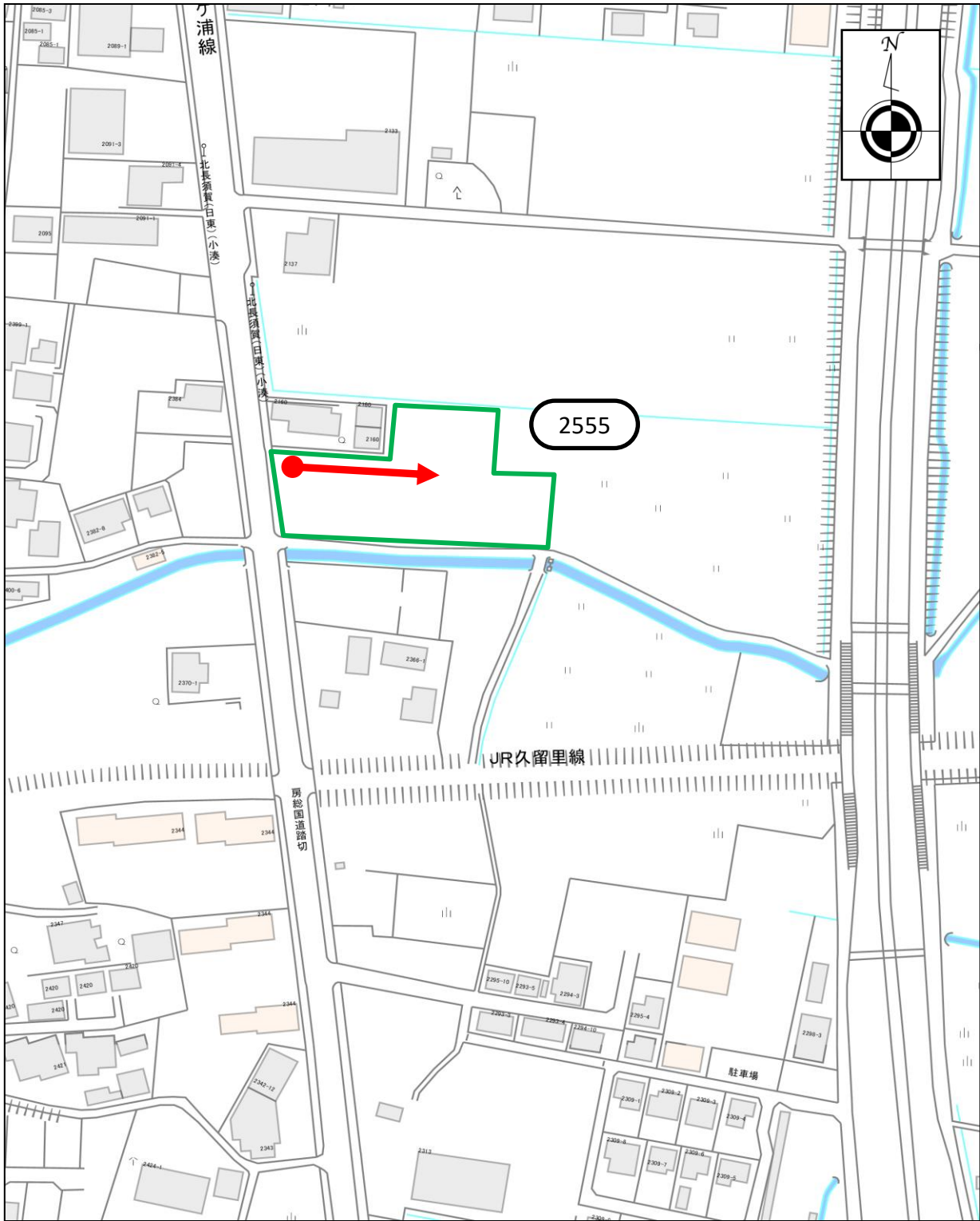
認定する市道路線の位置図(2)



認定する市道路線の位置図(3)



1. 市道2555号線

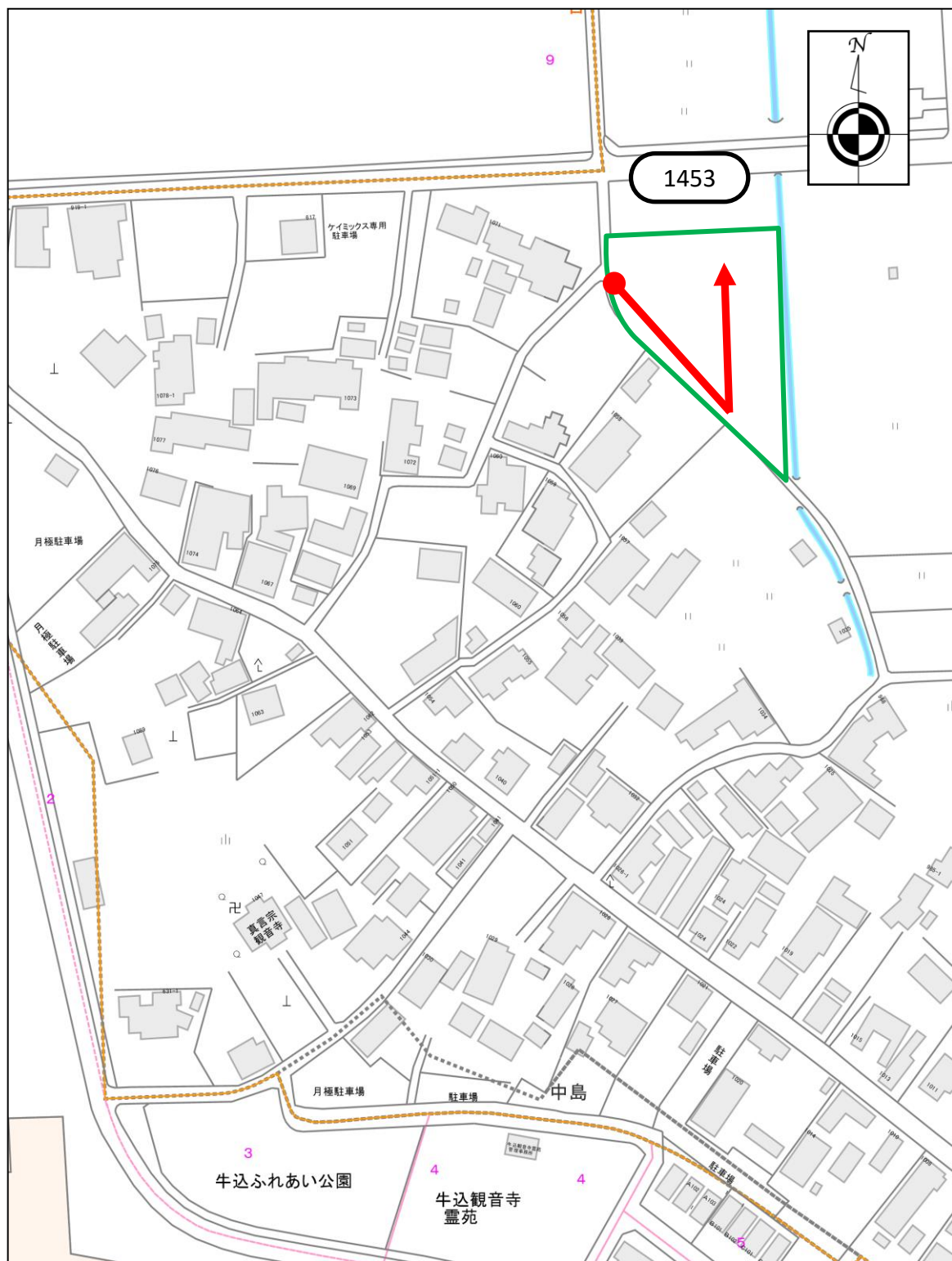


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2555	49.9	6.1	8.1

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

2. 市道 1 4 5 3 号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	1453	88.3	5.0	11.1

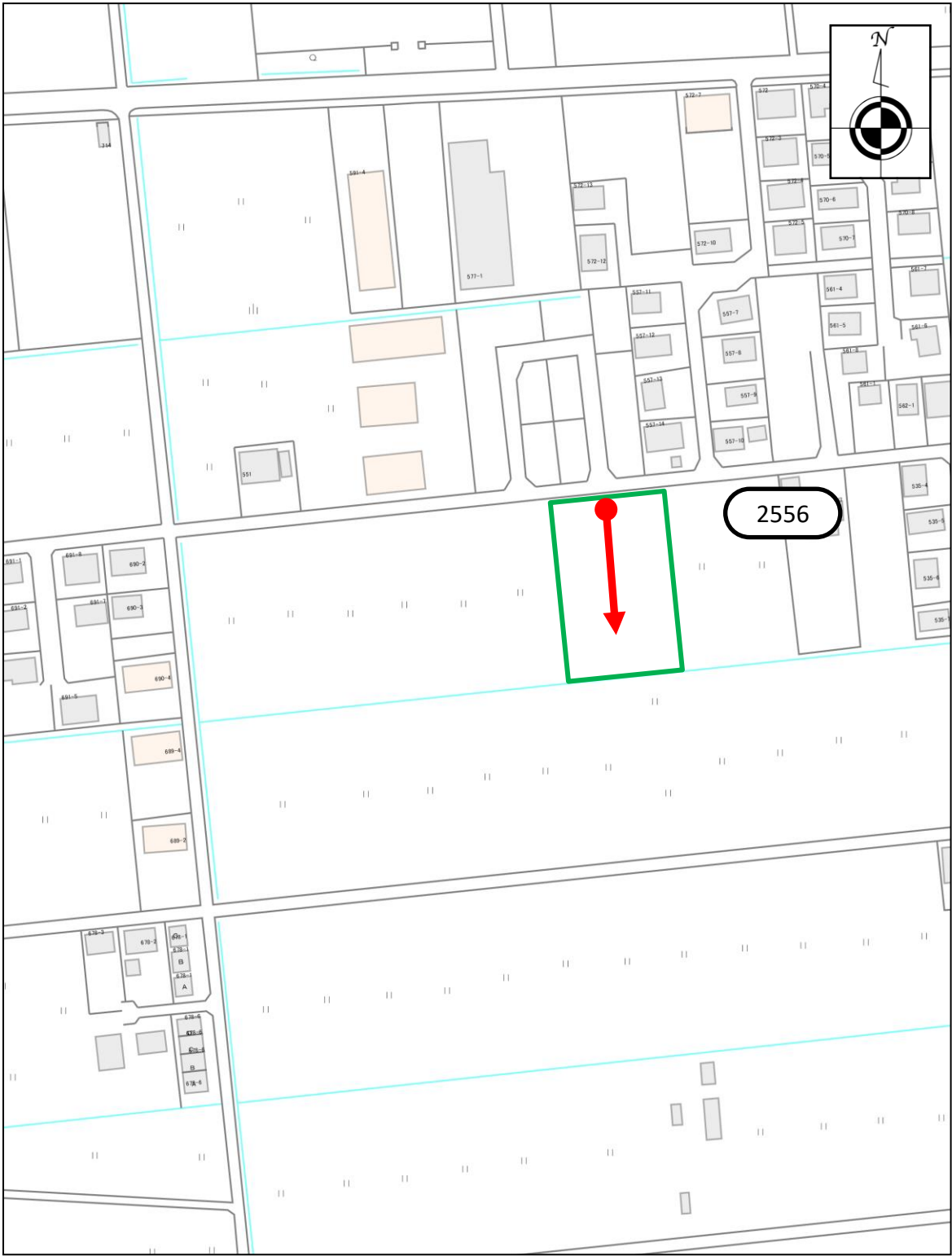
(単位：メートル)

● 起点

 終点

開発区域

3. 市道2556号線

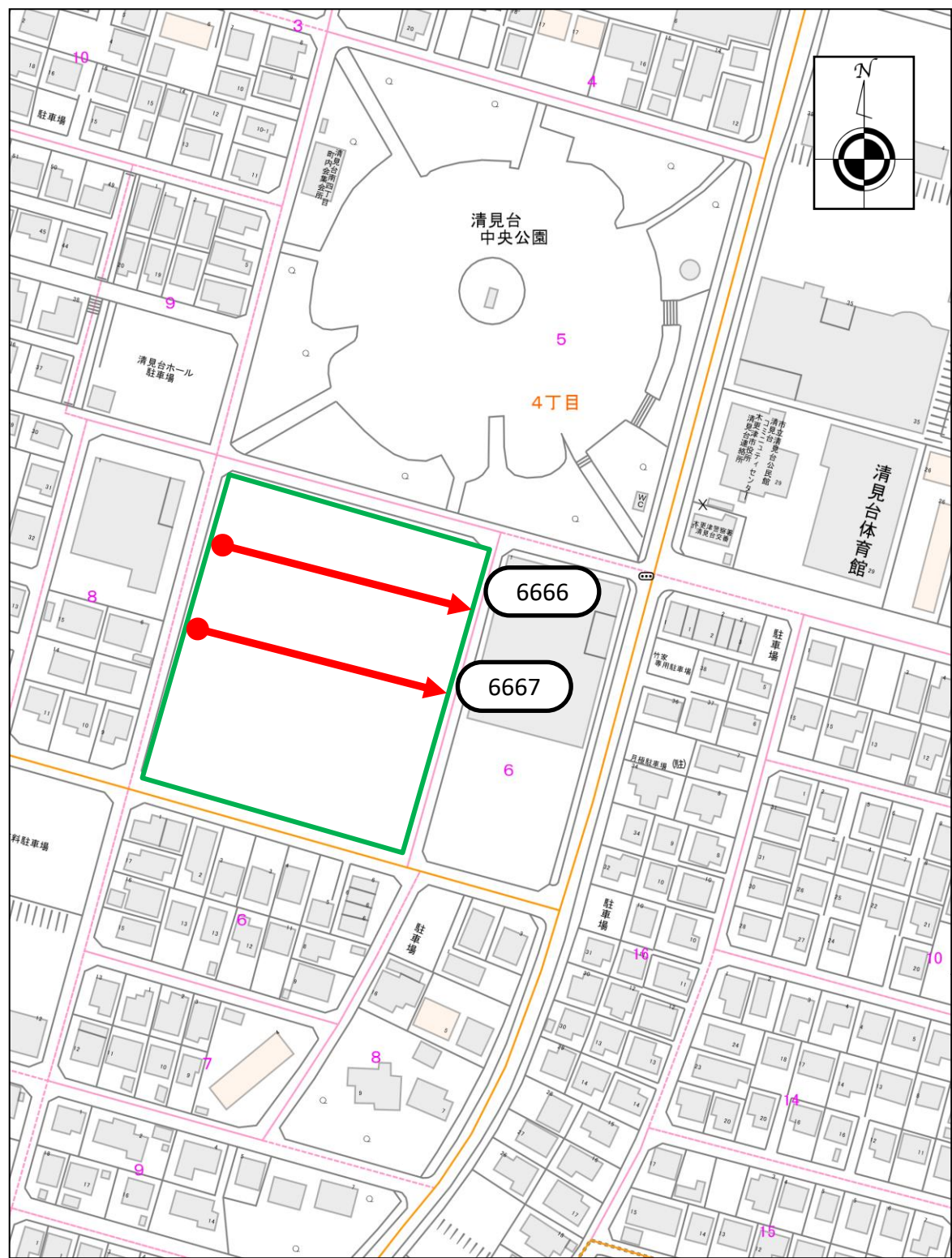


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	2556	42.1	5.9	13.0

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

4. 市道6666号線
5. 市道6667号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
4	6666	86.9	6.0	10.2
5	6667	86.8	6.0	10.2

(単位：メートル)

起点

終点

開発区域